# ビジネスカードローン・カード規定書

株式会社北陸銀行

**1．(カードの発行)**

ビジネスカードローンカード（以下「カード」といいます）は、ビジネスカードローン契約書（以下「契約書」といいます）にもとづき、契約者に対して当行が発行するものとします。

**2．(カードの利用)**

カードは次の取引に利用することができます。

（１）当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ＡＴＭ」といいます）を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合

（２）当行のＡＴＭを使用して当座貸越借入金の任意返済を行う場合

（３）当行のＡＴＭを使用して当座貸越借入金を払出し、同時にその金額を当行国内本支店（以下「本支店」といいます）または、当行以外の金融機関の本支店（自動機が案内表示する金融機関およびその本支店に限ります）にある指定の受取人の預金口座へ振込入金する（以下「振込」といいます）場合

（４）当行のＡＴＭを使用して当座貸越借入金を払出し、同時にその金額を他の預金口座へ通帳により預入れる（以下「振替」といいます）場合

**3．(ＡＴＭによる払出し)**

（１）ＡＴＭを使用して当座貸越借入金の払出しを行うときは、ＡＴＭにカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。

（２）ＡＴＭによる払出しは、ＡＴＭの機種により当行または提携先所定の金額単位とし、１回あたりの払出金額は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、１日あたりの払出金額合計は当行所定の金額の範囲内とします。

（３）ＡＴＭを使用して当座貸越借入金の払出しを行う場合、払出金額と第７条第１項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が当座貸越極度額を超えるときは、払出しできません。

**4．(ＡＴＭによる任意返済)**

（１）ＡＴＭを使用して当座貸越借入金の任意返済を行うときは、ＡＴＭにカードローンご利用明細帳（またはカード）および現金を挿入し、金額確認ボタンを操作してください。

（２）ＡＴＭに挿入できる金額は、ＡＴＭの機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、１回あたり挿入できる枚数は当行が定めた範囲内とします。

（３）当座貸越残高を超える返済があった場合は超過額を返済用口座に自動的に入金するものとします。

**5．(ＡＴＭによる振込)**

（１）ＡＴＭを使用して振込を行うときは、ＡＴＭの画面表示等の操作手順に従って、ＡＴＭにカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座貸越借入金の払出しについては、当座貸越口座のカードローンご利用明細帳（以下「明細帳」といいます）およびカードローン借入請求書（以下「払出請求書」といいます）の提出は必要ありません。

（２）ＡＴＭを使用して振込を行う場合、振込金額と第７条各項の手数料金額との合計額が当座貸越極度額を越えるときは、振込できません。

**6．(ＡＴＭによる振替)**

（１）ＡＴＭを使用して振替をする場合には、ＡＴＭの画面表示等の操作手順に従って、ＡＴＭにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力したうえ預入口座の通帳を挿入してください。この場合、当座貸越口座の明細帳・払出請求書および預入口座の入金票の提出は必要ありません。

（２）前項の操作にあたっては、ＡＴＭの画面表示等に従い振替内容をお確かめのうえ、ボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、ＡＴＭによる振替の取消はできません。

（３）ＡＴＭを使用して行った振替の取消を必要とする場合は、窓口営業時間内に、振替操作を行ったＡＴＭ設

置店の窓口に申出てください。この場合、預入口座名義人の承諾が必要となります。

（４）振替により預入れることができる預金は、当行所定の預入条件によるものとします。

（５）ＡＴＭによる振替は１円単位とし、１回あたりの振替金額は当行が定めた範囲内とします。

**７．(ＡＴＭ利用手数料等)**

（１）ＡＴＭを使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、当行および提携先所定のＡＴＭの利用に関する手数料（以下「ＡＴＭ利用手数料」といいます）をいただきます。

（２）ＡＴＭ利用手数料は、当座貸越借入金の払出しをする時に、明細帳および払出請求書なしで、その払出しをした当座貸越口座から自動的に引落します。なお、提携先のＡＴＭ利用手数料は、当行から提携先に支払います。

（３）振込手数料は、振込資金を当座貸越口座から払出しをする時に、明細帳および払出請求書なしで、その払出しをした当座貸越口座から自動的に引落します。

**８．(ＡＴＭ故障時の取扱い)**

（１）停電、故障等によりＡＴＭによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の払出し、返済および振込・振替を行うことができます。その際、当該カードに関する契約者であることを確認いたします。契約者本人であることが確認できない場合、および提携先の窓口ではこの取扱いはしません。

（２）前項により取扱う場合には、当行所定の払出請求書または入金票に契約者名（法人の場合は名称・代表者名。以下同様）、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、振込の場合には他に当行所定の振込依頼書に必要事項を記入して提出してください。また、振替の場合には他に当行所定の入金票に必要事項を記入し、預入口座の通帳とともに提出してください。

（３）カードによる窓口での返済の場合は、当行所定の入金票に、契約者名・金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

**９．(カードの紛失、届出事項の変更等)**

（１）契約者名、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面等当行所定の方法によって当行へ届出てください。

（２）カードを失ったときは、直ちに書面で当行へ届出てください。カードを失った旨の届出を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越借入金払出停止の措置（以下「払出停止措置」といいます）を講じます。なお、電話等によりカードを失った旨の通知があった場合にも、直ちに払出停止措置を講じますが、この場合もすみやかに書面によって当行に届出てください。

（３）前２項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

（４）カードを失った場合のカードの再発行は、当行手続き完了後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

（５）カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。なお、手数料は返済用口座から預金規定にかかわらず通帳および払出請求書なしで自動的に引き落とします。

**10.（ＡＴＭの操作・暗証照合等)**

（１）カードは、他人に使用されないよう保管してください。また暗証は他人に知られないようにしてください。当行は暗証の照会には一切応じませんので、暗証を忘れたときは窓口にカードを提出して再発行の手続きをしてください。

（２）当行がカードの電磁的記録によって、ＡＴＭの操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して当座貸越借入金の払出しをしたうえは、カードまたは暗証につき、偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害について、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払出しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について契約者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。

（３）窓口においてカードを確認し、払出請求書に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、取り扱った場合にも、前項と同様とします。

（４）ＡＴＭは所定の方法に従って正しく操作してください。ＡＴＭの使用に際し、金額等の誤入力等により発

生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先のＡＴＭを使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

**11.（カード期限）**

（１）契約書に定める期限をカード期限とします。

（２）契約書に定める当行との約定により取引期限が延長された場合には、カード期限は自動的に延長するものとします。

（３）契約書に定める当行との約定により、この取引が終了した場合には、使用中のカードはカード期限のいかんにかかわらず無効とします。

**12.（解約等）**

（１）この取引の解約または終了後に際しては、カードを直ちに返却してください。

（２）カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第直ちにカードを返却してください。

**13.（譲渡、質入れ等の禁止）**

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

**14.（規定の適用）**

この規定に定めのない事項については、契約書、振替により預入れできる当行各種預金規定および振込規定により取扱います。

**15.（規定の変更）**

（１）本規定は、法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には改定されることがあります。

（２）前項に基づき本規定を改定するときは、その効力発生時期を定め、この規定を改定する旨および改定の内容ならびに効力発生時期を当行ホームページ、店頭掲示、その他相当の方法により通知いたします。

以　上

（２０２０年４月現在）